平成 11 年 12 月 16 日 農林水産省、通商産業省 告示第 17 号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年 大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。)第十一条の三第一項第三号 農林水産省、通商産業省 イの当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量は、第一号又は第二号 に掲げる量とする。

- 一 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装が属する容器包装区分に係る特定包装のうち、当該年度の前事業年度(規則第十一条の二第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、規則第十五条(規則第十八条において準用する場合を含む。)に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合を含む。)に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合を含む。)に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度)において自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収したものを除く。)
- ニ 前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又 はハに定めるとおりとする。
 - イ 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装が属する容器包装区分に係る特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを開始する年度(以下「初年度」という。)又は終了する年度の場合 当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収する見込量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。)
 - 口 初年度の次年度(以下「第二年度」という。)の場合 初年度において自ら回収し、 又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の 者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回 数を乗じて得た量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。)
 - ハ 初年度の次々年度であって、第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。)